

久吉ダム水道企業団建設工事請負契約に係る予定価格の事前公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、入札・契約制度の競争性、透明性及び公平性の向上を図ることを目的とし、工事請負契約を締結しようとする場合における入札執行前の予定価格公表を実施するに必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 予定価格の対象となる契約は、競争入札を行う建設工事でその予定価格が200万円を超えるものとする。ただし、地方自治法施行令第167条の2の規定による随意契約は公表の対象から除くものとする。

(公表の内容)

第3条 入札開始前に公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 完成期限
- (4) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (5) その他、公表することが必要であると企業長が認める事項。

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、指名通知書への記載及び公表の日から入札前日まで企業団で閲覧により行うものとする。

2 公表の時期は、指名通知した日とする。

(入札の条件)

第5条 対象となる契約の入札に関し、次の条件を付するものとする。

- (1) 入札の回数は1回とする。
- (2) 予定価格の110分の100（入札書比較価格）を超える金額の入札は無効とする。
- (3) 入札参加者は、工事請負内訳書を提出するものとし、その提出がないとき、又はその額が予定価格を超えている場合は、入札に参加させないものとする。
- (4) 入札参加者は、仕様書等必ず閲覧するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企業長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年7月7日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。